

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 直江津ショッピングセンタービル  
所在地 上越市西本町三丁目153番13外  
設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ・ 頸城自動車株式会社  
(変更前) 代表取締役 大竹 和夫  
(変更後) 代表取締役社長 山田 知治
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
    - ・ 頸城自動車株式会社  
(変更前) 上越市西本町三丁目8番57号  
(変更後) 上越市石橋二丁目12番52号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - (変更前) 株式会社イトーヨーカ堂ほか46者  
(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂ほか38者
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
    - ・ 有限会社Kamo  
(変更前) 有限会社リーベ  
(変更後) 有限会社Kamo
    - ・ ほか3者
  - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
    - ・ イトーヨーカ堂  
(変更前) 代表取締役 井坂 榮  
(変更後) 代表取締役社長 亀井 淳
    - ・ ほか10者
  - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
    - ・ イトーヨーカ堂  
(変更前) 東京都千代田区芝公園4-1-4  
(変更後) 東京都千代田区二番町8番地8
    - ・ ほか5者
- 3 変更年月日
  - ・ 2 (1) 平成25年12月3日
  - ・ 2 (2) 平成16年9月20日
  - ・ 2 (3) (4) (5) (6) 平成25年8月6日
- 4 変更の理由
  - ・ 2 (1) (2) 本店移転及び代表者変更のため。
  - ・ 2 (3) (4) (5) (6) 小売業者変更のため
- 5 届出年月日  
平成26年4月3日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間

平成26年4月18日から平成26年8月18日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)